

## 外国証券情報

クレディ・アグリコル・アシュアランス

ユーロ建て Restricted Tier1 永久劣後社債 6.250%

(元本強制削減条項付)

### 1 発行者情報

- (1) 発行者の名称： クレディ・アグリコル・アシュアランス S.A. (Credit Agricole Assurances S.A.)
- (2) 発行者の所在地： 16-18, boulevard de Vaugirard, 75015 Paris, France
- (3) 発行者の概要 (発行者設立の準拠法並びに設立の目的、設立の根拠、法的地位および設立年その他の事項)
  - 準拠法： フランス法
  - 法的地位： 株式会社
  - 設立年： 1986年
- (4) 決算期： 12月
- (5) 事業の内容： 保険会社
- (6) 経理の概要

(百万ユーロ)

	2023年	2022年
総資産額	18,118	17,691
負債額	6,929	5,917
株主資本額	11,189	11,774
売上高	1,720	4,066
純利益	1,249	3,525
ソルベンシー自己資本比率(連結)	215%	204%
最低自己資本比率(連結)	418%	404%

詳細については下記 HP 参照(英語)：

[Investors - Crédit Agricole Assurances – Site Institutionnel Crédit Agricole Assurances](#)

[CAA2023 DEU-EN.indb](#)

[CAA2022 DEU-EN.indb](#)

(7) 保証を行っている親会社に関する事項： なし

## 2 証券情報

(1) 有価証券の名称

クレディ・アグリコル・アシュアランス ユーロ建て Restricted Tier1 永久劣後社債  
6.250% (元本強制削減条項付)

(2) 発行地および上場・非上場の区分

発行地： ユーロ市場

上場市場： フランクフルト証券取引所、その他

(3) 発行日

2025年3月18日

(4) 発行額

7億5千万ユーロ (2025年2月末現在)

(5) 利率および利払金の決定方法

① 2035年12月16日まで

固定利率： 年率6.250% (発行通貨ベース、税引前、ACT/ACT)

② 2035年12月17日以降

変動利率： 5年ユーロ ICE スワップレート<sup>(※)</sup>+3.590% (ACT/ACT)

(※) ICE スワップレート：インターコンチネンタル取引所 (ICE：Intercontinental Exchange) が公表する金利スワップのベンチマークとしてグローバルで使用されているスワップレートのことをいいます。なお、ICE スワップレートは今後公表が停止される可能性があります。公表が停止された場合には、別の金利指標に代替されることとなります。

(注) 極端に財務状況が悪化した場合等、発行体の任意で利払金が支払われないことがあります。一旦、支払われなかった利払金は、以降に支払われることはありません。(非累積型)。

(6) 利払日

年2回 (毎年6月17日および12月17日、休業日に当たる場合は翌営業日)

(7) 償還期限

なし

(8) 繰上償還

本RT1債は、2035年6月17日以降2035年12月16日までの毎営業日、および2035年12月17日以降は、各利払い日に、発行体の任意で繰上償還可能。また、税制が変更された場合、格付方法が変更された場合、会計方法が変更された場合、監督規制上

の資本不適格となった場合、発行体が本 RT1 債の買戻しを行い残存発行額が著しく減少した場合などには、発行体の任意で繰上償還可能。

(9) 繰上償還金額および繰上償還金の決定方法

額面の 100%

(10) 弁済順位

本 RT1 債は、フランス商法第 L.228-97 条が定める下位劣後債務として発行されており、発行体に、破産又は清算又は更生・再生等の法的手続きが開始された場合、RT1 債保有者は、他の上位債務の弁済が完了するまで弁済を受けられません。優先順位の高い債務の弁済が不完全な場合、発行体における RT1 債に基づく義務は終了し、RT1 債保有者はすべての請求権を喪失します。

(11) 元本強制削減条項

本 RT1 債における元本強制削減条項とは、トリガー・イベントが発生した場合に、発行者が、RT1 債保有者の同意を必要とせずに、当初額面金額の全部または一部を償却するか、以前に部分償却が発生していた場合にはその時点での RT1 債の残存額面額を減額することまたは普通株式に転換されることにより、RT1 債を償却することができるとする所与の条件を指す。

「トリガー・イベント」は、債券が完全に償却されていない段階で、次の (i) ~ (iii) の少なくとも 1 つの条件が満たされた場合に発生する。

- i. 適用される監督規則に基づいて決定された発行者およびその連結子会社・関連会社（以下「当グループ」という）のソルベンシー自己資本要求額に対し、これをカバーできる適格自己資本の額が 75%以下である場合。
- ii. 適用される監督規則に基づいて決定された当グループの最低自己資本要求額に対し、これをカバーできる適格自己資本の額が 100%以下である場合。
- iii. 当グループのソルベンシー自己資本要求額に対し、これをカバーできる適格自己資本の額 100%を下回るが 75%を超える状態が 3 ヶ月間継続した場合。

(12) 受託会社または預託機関

預託機関：ユーロクリア、クリアストリーム、DTC

(13) 担保または保証に関する事項

特になし

(14) 発行、支払および償還に係る準拠法

フランス法

**3 「証券情報等の提供または公表に関する内閣府令」第十五条第一項各号に掲げる場合への該当の有無**

該当ありません。

## 外貨建て Restricted Tier1 永久劣後社債（元本強制削減条項付） の投資に関するリスクについて

※以下は RT1 債の投資に関する主なリスクであり、リスクを網羅するものではありません。投資判断をされる際には、必ず契約締結前交付書面および投資確認書等をご確認ください。

### 【価格変動リスク】

RT1 債の価格は、取引市場における需給関係、発行者の財務・経営・信用状況の変化、金融市場（金利およびクレジット市場等）の動向、その他の要因等により変動することから、投資元本を割り込む可能性があります。

### 【為替変動リスク】

RT1 債は、外国為替相場の変動により、円に換算した利金の受取金額は変動します。また、売却時あるいは繰上償還時の円に換算した受取金額が、外国為替相場の変動の影響を受けることにより変動し、投資元本を割り込む可能性があります。

### 【信用リスク・資本再構築発生リスク（元本強制削減条項に係るリスク）】

RT1 債は、発行者の経営・財務・信用状況の変化、あるいはこれらに対する外部評価の変化等によって価格が変動することにより、投資元本を割り込む可能性があります。また、RT1 債は発行者の経営・財務・信用状況が極端に悪化した場合等、RT1 債の発行者が破綻していなくても、規制当局により求められるソルベンシー資本比率等を満たせなくなった場合（同比率が75%以下となった場合、または75%超であっても100%未満となって3か月以内に100%以上に戻らなかった場合等）、RT1 債の発行者が破綻していなくても、発行者あるいは保証者が存続不可能（実質破綻）にあるとの規制当局の判断により元本の償却を命じられた場合や政府が特別な支援を実施した場合、又は発行者に破産手続開始、会社更生もしくは民事再生手続開始が決定された場合は、投資元本の全部又は一部が資本に組み入れられ損失吸収等<sup>(※)</sup>に充てられることになるため、元本の全部又は一部が毀損する又は普通株式に転換されるリスクがあります。

(※) RT1 債が偶発転換社債型 (CoCo 債 : Contingent Convertible Bond) である場合には、投資元本の全部又は一部が株式に転換されて資本に組み入れられることで損失の吸収に充てられ、元本削減型である場合には、直接損失の吸収に充てられる。

### 【投資格付に関するリスク】

RT1 債は、その商品性から、同じ発行者で発行体格付は同じであっても、証券格付は普通社債をはじめとしたその他の債券と比較して、数段階低い格付となります。したがって、発行体格付は投資適格格付であっても、証券格付は投資不適格格付となっているケースが多々あります。証券格付が投資不適格格付の場合、投資適格格付の債券と比較して、信用リスクおよびそれに関連するリスクがより高いといえます。

**【低い弁済順位に関するリスク】**

RT1 債は、発行体である金融機関および RT1 債に適用される各種法令諸規則並びに監督規制が定める下位劣後債務として発行されており、発行体に、破産または清算または更生・再生等の法的手続きが開始された場合、RT1 債保有者は、他の上位債務の弁済が完了するまで弁済を受けられません。また、優先順位の高い債務の弁済が不完全な場合、発行体における RT1 債に基づく義務は終了し、RT1 債保有者はすべての請求権を喪失することを理解しています。また、債券の中では最も優先的に投資元本の一部又は全部が棄損されることに留意が必要です。

**【利率変動リスク】**

RT1 債は、当初の一定期間については固定利率となっていますが、それ以降は変動利率の適用期間となり、利率が市場金利の水準に連動して変動します。

**【利払い取り消しに関するリスク】**

RT1 債は、あらかじめ固定利率および変動利率が示されていますが、それら利率の通りに支払われることが保証されているものではなく、発行者の業績をはじめとした財務・経営・信用状況等の変化等によっては、発行者の任意で利金が支払われないことがあります。支払われなかった利金は、以降支払われることはありません。

**【流動性リスク】**

RT1 債には満期がないため、繰上償還が行われない場合、換金するには当社を相手方とした相対取引（店頭取引）により売却する方法のみとなります。なお、売却はその時点における店頭取引売却価格にて行われること、市況や需給等の影響を受けて売却が困難になる場合があること、その結果、売却代金が投資元本を割り込み損失が生じる恐れがあること、および途中売却ができないことにより損失拡大の回避等ができずに不利益を被る可能性があります。また、売却できた場合でも、売却価格によっては、投資元本を割り込む可能性があります。

**【発行者による繰上償還リスク】**

RT1 債は、発行者が、初回コール日以降のあらかじめ決められたコールの権利行使可能日においていつでも、発行者の任意で償還させる権利を有しています。また、税制が変更された場合、法制度が変更されたなどには、発行者の任意で償還させる権利を有しています。繰上償還価格は、発行価格（額面価格 100%。買付価格とは異なります。）となりますので、オーバーパーの価格で買付している場合、償還金額（外貨ベース）が投資元本（同）を割り込む可能性があります。

**【カントリーリスク】**

RT1 債の発行者や通貨発行国における、政治・経済・取引規制・社会情勢の変動や天変地異等により、投資元本を割り込む可能性があります。また、中途売却が制限される、あるいはできなくなる可能性があります。

**【カウンターパーティーリスク】**

RT1 債の発行者、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、利払金支払いの遅延、もしくは証券の中途売却に支障が生じる場合があります。

## お取引にあたってのご注意事項について

- ◎ 外国債券を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- ◎ 既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。
- ◎ 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません。
- ◎ お取引される有価証券が外国企業の発行する有価証券の場合、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（英文開示銘柄）に該当する可能性があります。  
英文開示銘柄の一覧は、以下の日本証券業協会のウェブサイトにてご確認ください。

<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>

Jトラストグローバル証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 35 号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

### 【本資料のご利用にあたってのご留意事項】

- (1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (2) 国内の金融商品取引所への上場が行われず、かつ国内において公募・売出しが行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。
- (3) 本資料は信頼できると考えられる資料等に基づき作成しておりますが、当該資料等に記載された内容の正確性・完全性について保証するものではありません。
- (4) 当該外国証券への投資にはリスクがあり投資元本が保証されるものではありません。投資の最終決定にあたっては、契約締結前交付書面をよくご確認の上、ご自身の責任で判断をお願いします。